

安心して自分らしく生活するために

～個人情報、プライバシーを守りましょう～

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 ☎0857-20-3143 ☎0857-20-3052



私たちは、誰でも他の人には知られたくないと思うような、ごく私的な情報をもって「プライバシー」といいます。プライバシーの権利とは、あなた自身が、当然他の人に知られたくないと思う私的な情報について、あなたの同意がないのに、他の人が勝手に情報を集めたり、取得したり、

私たちが「便利だから」という理由でポイントカードやクレジットカードなどを作成し、企業に個人情報を提供しています。インターネット事業者やクレジットカード会社が保管している個人情報も流出し、カードの不正利用も相次ぐといった事件も起きて

「知らない通販会社からダレクトメールが届いた」「突然、売り込みの電話が頻繁にかかってくるようになった」など、登録した覚えがないのに自分の住所や電話番号、名前などの「個人情報」を誰かが知っていると感じた経験はありませんか？ 私たちは「便利だから」と

平成26年5月に鳥取県が実施した県民意識調査によると、子どもの結婚について「家柄、親の職業や社会的地位などについて、身元調査を行うことはやむを得ない」との回答が32・3割でした。みなさんはこの数字をどう思われますか？

「個人情報」とは、私たち一人ひとり個人に関する情報のことです。名前、生年月日、職業、家族関係などの事実のほか、私たちに對しての判断、評価に関する情報も含め、私たち個人と関連づけられるすべての情報を意味します。

「知らない通販会社からダレクトメールが届いた」「突然、売り込みの電話が頻繁にかかってくるようになった」など、登録した覚えがないのに自分の住所や電話番号、名前などの「個人情報」を誰かが知っていると感じた経験はありませんか？

今から40年前、就職や結婚の時に、同和地区出身であるかどうかを調べるために、全国の被差別部落を載せた「部落地名総鑑」を企業などが購入し身元調査に利用していたことが発覚しました。その後も「電子版部落地名総鑑」が発見されています。

「身元調査には応じない」など、身近なところで、私たちが人権を守るためにできることを考えてみましょう。

現在、私たちの生活の中には、たくさんの方が行き来しており、とても便利になっています。しかし、私たちが知らない間に個人情報不正に取得されて身元調査などに悪用されたり、プライバシーの権利を侵害されたりするなど、安心して自分らしく生きる権利「人権」が侵害される事件が多く発生しています。

「知らない通販会社からダレクトメールが届いた」「突然、売り込みの電話が頻繁にかかってくるようになった」など、登録した覚えがないのに自分の住所や電話番号、名前などの「個人情報」を誰かが知っていると感じた経験はありませんか？

また、インターネットの普及とともに、第三者の手によって無断でプライベートな情報や写真を公開されるなどで「プライバシーの権利」を侵害されたという事例も急増しています。

本市では「鳥取市人権施策基本方針」の中で「個人情報的重要性が認識され人権が守られる社会づくりのために、行政と企業等や市民が一体となって取り組む必要がある」など課題や施策の推進方針を記し、取り組んでいます。



平成27年度から平成29年度の介護保険料について

問い合わせ先 駅南庁舎高齢社会課 ☎0857-20-3452 ☎0857-20-3404 各総合支所市民福祉課 (12 ページ)

65歳以上の方の介護保険料は、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定にあわせて3年ごとに見直しを行っています。平成27年度から3年間の計画において、計画期間中に必要となる保険給付に係る費用の見込みなどを算定し、それに基づき次のとおり保険料を改定させていただくことになりました。

高齢化が進む中で、介護を必要とする方が増え、介護を社会全体で支える介護保険制度の重要性はますます高まっています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

改定の主なポイント

- 介護サービス利用者が増加などによる保険給付費の増加に伴い、保険料基準額を年額で平均17%増額します。
- 第1段階の被保険者を対象に、消費税を財源とする公費負担による保険料軽減を実施します。(軽減前0.50→軽減後0.45 ※消費税率10%への引き上げ時に、対象段階、軽減幅の拡大を予定)
- 所得水準に応じたきめ細かな保険料段階とするため、これまでの8段階から12段階設定に変更し、あわせて負担水準の見直しを行います。
- 国が示した保険料の標準料率を本市独自に引下げます。
新第2段階：国標準0.75 → 本市独自0.625
新第4段階：国標準0.90 → 本市独自0.85

介護保険負担限度額認定証の更新申請について

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日です。引き続き認定証が必要な方は、更新の手続きをお願いします。介護保険法の改正により更新の申請方法が従来とは異なりますので、ご注意ください。

介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療病床）に入所中の方は、施設が申請手続きを行う場合がありますので、施設へご相談ください。在宅で認定証をお持ちの方には更新のお知らせをお送りしますので、申請方法についてはそちらをご覧ください。

受付期間 6月1日(月)～30日(火)
ところ 駅南庁舎高齢社会課または各支所市民福祉課
必要なもの 本人および配偶者の印鑑、本人および配偶者の通帳などのコピー

【介護保険料比較表】

平成24年度～平成26年度				平成27年度～平成29年度			
保険料段階	対象者	算定方法	年間保険料	保険料段階	対象者	算定方法	年間保険料
1	世帯全員が市市民税非課税 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	32,000円	1	世帯全員が市市民税非課税 ①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.45 (0.50)	33,615円 (37,350円)
2	本人が市市民税非課税 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.5	32,000円	2	本人が市市民税非課税 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	基準額×0.625	46,688円
3	本人が市市民税非課税 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	基準額×0.625	40,000円	3	本人が市市民税非課税 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.75	56,025円
4	本人が市市民税非課税 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.75	48,000円	4	世帯に市市民税課税者がいる 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.85	63,495円
5 (基準)	世帯に市市民税課税者がいる 本人は市市民税非課税だが、世帯に課税者がいる	基準額	64,000円	5 (基準)	世帯に市市民税課税者がいる 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	基準額	74,700円
6	本人の前年の合計所得金額が190万円未満	基準額×1.25	80,000円	6	本人が市市民税課税 本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	89,640円
7	本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.5	96,000円	7	本人が市市民税課税 本人の前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.35	100,845円
8	本人の前年の合計所得金額が380万円未満	基準額×1.75	112,000円	8	本人が市市民税課税 本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.65	123,255円
				9	本人が市市民税課税 本人の前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額×1.85	138,195円
				10	本人が市市民税課税 本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×2	149,400円
				11	本人が市市民税課税 本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×2.1	156,870円
				12	本人が市市民税課税 本人の前年の合計所得金額が800万円以上	基準額×2.2	164,340円

※()内は、平成27年度から公費負担により実施する保険料軽減措置前の料率および保険料です。